

教育基本法「人格の完成」が有する包含性と排他性

奥井 現理

Inclusiveness and Exclusiveness of “the full development of *Person*”¹⁾

Genri OKUI

要旨：本稿は、令和五年八月十八日に飯田短期大学で行われた仙台教育人間学研究会の定例会において発表された原稿をもとにしている。当日の研究会は教育基本法第一条が規定する教育の目的の意味を問うことを目的としていた。そこにおいて筆者は「人格の完成」が示すものを旧法に求め、新法はその内容を逸脱しているものであるのみならず、不適切なものであることを示した。このことは、旧法が適切であったことを必ずしも意味しないが、筆者は新旧法の立法前後に行われた議論や発表された理論を参照し、新法の目的・目標体系がもつ拡大志向を、抑制の効いた旧法のそれと比較することを通して、その難点を示している。

Key words：教育基本法 教育の目的 教育の目標 人格の完成 国民の育成

はじめに

我が国の教育基本法第一条は教育の目的を国が法的に規定するものであることに疑いの余地はない。しかしながら、その同条が教育の目的として何を意味しているのかには議論の余地がある。「人格の完成」が「目指すもの」であって「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」は「期するもの」である。この「目指す」と「期する」のニュアンスの違いや軽重の比較をする方向から考えてみるもよからう。あるいは「人格の完成」をカトリック教国の教育目的になぞらえてその宗教的な重みを強調するのもよからうし、「国家及び社会の……国民の育成」を旧共産主義国の教育目的になぞらえてその非宗教性と共同社会への順応能力の重みを強調するのもよからう。これらの論じ方は国語の解釈あるい

は宗教的・政治的イデオロギーを法解釈の根拠とするものであったり、いわゆる法解釈におけるあらゆる方法論のいずれを強調するかに依存するものであったりする²⁾。そのどれもが学究的題材として魅力あるものであることは確かであるが、その一方でそのことによって引き起こされる問題はけっして過小評価されるべきでない。教育はいまこの瞬間にもあらゆる機会にあらゆる場において起こっていることであって、誰もが当事者としてかかわっていることであるから、「人格の完成」が何を意味するかが判然としないことは大問題であって、少なくともその手がかりさえ得られないでは進退きわまるという切実な問題に、わたしたちはもう半世紀を超えて直面しているのである。

では、わたしたちはその得るべき手がかりを、立法者の意思や歴史的背景（田中耕太郎や務台理作の著書や発言等）に求めるべきで

あろうか。もしくは、「人格」や「国民」を拡張解釈あるいは縮小解釈³⁾をすることを試してみるべきであろうか。少なくとも現時点においては、こうした試みでは、いずれが、もしくはいずれの組み合わせが正しいという有力な根拠すら得られずに、何でもいえば解釈となるという融通無碍な、悪くいえば節操のない解釈の羅列が生まれてゆくばかりになるか、もしくはコンスタンティヌス大帝が開催した第一ニカイア公会議（A.D.325）のように、政治的決着をもって「手打ち」とする以外にないものであろう。そうであれば、行方の知れない法解釈的解決や、妥協や異端排除を伴う政治的決着を望むわけではない教育者たちは、本議論の終着点をどこに見いだせばよいのであろうか。

本稿で筆者が行いたいのはおおむね次のようなことである。筆者は、今日の教育基本法第一条(教育の目的)及び第二条(教育の目標)には構造的な問題があり、それは旧法制定時に生まれ改正時に継承されたものであると考えている。この問題は、「人格の完成」の意味するところを深く考えた者と考えなかった者との、いわゆる温度差に端を発している。それゆえ、「人格の完成」をめぐる旧法制定時と改正時の経緯を振り返って（「包含性」と「排他性」はそのツールとして筆者が提案するキーワードである）、その問題及びそれによって引き起こされた事態を把握することを通じて、将来において適切な「教育の目的」及び「教育の目標」を考案するための緒を残したいのである。

「人格の完成」の包含性

旧法第一条には「人格の完成」の^{●●●●}具体的内容を示すいくつかの語句が含まれていた。したがって、「人格の完成」は多くの意味内容を包含しうる概念であることは明らかである。旧教育基本法第一条は、以下のようなものであった。

第一条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、①真理と正義を愛し、②個人の価値をたつとび、③勤労と責任を重んじ、④自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。（①～④の番号付けと傍線は筆者による）

①～④の傍線部を除けば、ほぼ現行法と同じものになることは明らかである（むろん、「で民主」が「平和」と「的」の間に挿入されるほか、「心身ともに健康な」は現行法に残っている）。なお田中は後年(1961)になって『教育基本法の理論』において、これらの要素が「人格の完成」への^{●●●●}過程として欠くべからざるものであることを詳述している。すなわち、田中の意図としては、教育の目的は「人格の完成」であるか「国民の育成」であるかはそもそも問題ではなく、①～④の素養をもつ国民として育成されることが「人格の完成」に必須の教育だと考えていたのである⁴⁾。

ただし、これは旧法制定時には田中の意図するところではなかった。なんとすれば「人格の完成」はその言葉だけですでに①～④に含まれる要素を目的に至る過程として包含しているためである。「アンパンを製作することを目指し、餡を茹でてパン生地をこねる施設設備の設置を期して……」はトートロジーとまではいわないまでも、それに似た冗長さがある。目的と銘打った条文のうちに、その目的に至るための過程までも事細かく記載する必要があろうか。事実、田中が書き下ろしたとされる⁵⁾第一条の原案は以下の通りであった。

教育は、真理の探求(ママ)と人格の完成を目的とし、民主的・文化的な国家及び社会の成員としての責任を果たすことが出来る

心身共に健全な国民を育成することを期すること⁶⁾

この原案をもとに務台らを擁する教育刷新委員会第一特別委員会にて討議が行われ、「人格の完成」が「人間性の開発」に替えられ同時に①～④の要素を含むに至るが、最終的に①～④の要素を残したまま「人格の完成」に再修正されている。なお、以下は教育刷新委員会第一特別委員会第五回の発言録として記録されているものである。

(発言録)

羽溪主査「それじゃ人間の育成か、人間の育成というのはちょっとぱっとしない」

関口委員「人格の育成、その辺じゃないですか」⁷⁾

(中略)

芦田委員「併し私は日本人の欠陥というもの一番大きなものは……正義という観念が非常に私は欠けていると思う……」

(中略)

関口委員「日本人の欠陥は物事の真相を見極めることがないことだと思う……」

(中略)

天野委員「人間性という、あなたの気持ちは……。」

羽溪主査「俗論的な」

天野委員「つまり感性的なという意味ですね……」

(中略)

羽溪委員「一番無難なのは、人格という言葉ですね」

関口委員「人格じゃ陶冶しだな」

関口審議室長「陶冶というのは、教育のほうでは倦きた言葉です。人格とか健全とかいうことも、少し言葉としてはいいのですけれども、言われ過ぎています」

天野委員「僕は人間性の完成ではなくて、エルツィーエン、開発ということをお願いしたい」

羽溪委員「人間性の開発、人格といえれば完成ですね」⁸⁾

なお、第五回の板書として記録が残されているものは以下の通りである。

教育は、(人格/人間性)の完成をめざし、民主的平和的な国家及び社会の成員として、真理と正義とを愛し、個人の自由を貴び、勤労を重んずる心身共に(健康/健全)な国民の育成を期するにあること⁹⁾

このように第五回委員会では、日本人の欠陥をあげつらってどうしても平和だとか自主的精神だとか真理愛・正義愛だとか勤労だとか¹⁰⁾、そういった徳目が教育の目的にほしいから「人間性」では足りない、だがそうした徳目の意味のある「人格」ではありきたりで新味がないという話の流れとなる。そして「人格」と「人間性」の候補が両方残ったまま議事は第二条(教育の方針)へと流れてゆき、第七回の会議冒頭では「人間性の開発をめざし」が「決定」案として示されるものの、結局「人格」と「人間性」、「完成」「開発」を決めきるに至らず審議室預かりになったものと考えられる¹¹⁾。

かくして、旧法として成立した法第一条は、「人格の完成」とその具体的意味内容である、あるいはそうであったところの①～④が同居することになり、いくつかの経過を辿ってその包含性を形作ったのであるが、結果として田中や特別委員会参加者の意図しない反復、少なくとも必要とは考えていなかった具体例の羅列を含むものであったといえよう。「会議録」には各委員の思う日本人の欠陥は幾か所も残されているが、欠陥であるから同語反復的になってでも「人格の完成」と①～④を

併記すべしと述べた参加者はいなかった（少なくとも筆者が把握している第四回～第七回においては）。後年の田中による『理論』にも、欠陥だから併記するに至ったという記述はない。欠陥だから反復的であっても特記し、それ以外の内容を「人格の完成」の中を含むものだという解釈に至ったということは、田中の次に高橋誠一郎が文部大臣をつとめた時代の貴族院委員会答弁に確認できる。

【よき日本人の育成，祖国観念の涵養と
いった観点が欠けているのではないか。】

○昭和22年3月20日 貴族院・教育基本法案委員会

<高橋國務大臣答弁> (略)

<辻田政府委員答弁> それで教育の目的の中には色々な徳目，或は掲ぐべき必要なことがあらうと思ひます。従来我が国の比較的欠陥と言はれて居つた所，或は現在の状態に於ても欠陥と考へられて居る所と云ふやうなものを特に強調致しまして、「勤労と責任を重んずる」，「責任」と云ふ字を特に入れ，又「自主的精神に充ちた」と云ふやうなことを特に強調致しまして，此の我が国の国民として特に教養すべき点を掲記したのであります。此の中に有らゆる徳目を掲記すると云ふことは，必ずしも適当でないと思ひますので，それ等に付きましては「人格の完成」と云ふ中に包含してある訳であります。¹²⁾

したがって、「人格の完成」の包含性は混乱の産物であるということができよう。旧法第七回特別委員会の終盤に務台が漏らした「今頃になっておかしいですけれども，僕はこの委員会の目的が，どうもよく分らないのです。つまり基本法は文部省が作るのだが，我々はその基本法の作る場合の基礎になるようなことを議論しておるのか，我々が基本法

そのものの骨子を作らなければならないのか，そこの所がどうもはっきりしていないようですが……」¹³⁾ という発言が，この混乱ぶりをよく表しているといえよう。

「人格の完成」の排他性

混乱の生んだ偶然ゆえか戦時中に起こったことへの強烈な反省感情のゆえか，あるいはどさくさに紛れて発揮されたパターンリスティックな教育への期待のゆえか，教育の目的（の少なくとも一つ）たる「人格の完成」は思わぬ包含性をもつに至った。むろん，否，「包含」はもともとされているのである，いわばその包含されているものを取り出して並べただけのことであるから意味に違いは生じないのである，いわば玩具屋がショーケースに売れ筋の在庫品をディスプレイすることと同じであって在庫されているものの全体数には違いはないのである……当時の文部省からはこのような主張もあり得よう。だがそれは「人格の完成」を具体例の集合体としてとらえているからこそその弁である。「人格の完成」をどのようにとらえるにせよ，これによって「日本人の欠陥」を解決するものであれば「人格の完成」の具体例として期してよい国民像として基本法の条文に特記してよい，という前例が生じたのである。

その59年後に改正されて誕生した現行法では，①～④の要素は多くが第二条（教育の目標）第一号～第三号に譲られ，「目的を達成するため」に多くの追加要素とともに目標として整理されたことになる。

田中や旧法立法者にとっては，①～④の要素を備えた「国民」育成が，「人格の完成」に向けた教育として十分でなかった可能性はあるにせよ必須であったわけである。そして現行法制定時の立法者は，いち条文内に詰め込むにはいささか煩雑ともいえる①～④の内容を「目標」として整理する際に，これ幸いと考えたか否かはともかく，新しい要素をど

しどしと追加したことになるであろう。①～④は田中や旧法立法者が考えた必須の内容であったのに対して、新要素はその必須度において①～④と同格であるのかはまことに疑わしい。むしろ、現代の日本国民に欠けていると思われる、育成することが重要であると思われる要素を「人格の完成」との整合性を省みること、また教育の対象が広範であることとの整合性をも省みることをそれほど重要視せず、積極的に追加したものと筆者は考えている。冷静に考えてみると、いったい、初等中等教育のみならず大学教育や成人教育、さらには高齢者教育までがその対象となるところの「教育の目標」に、健やかな身体だの環境保全だの公共の精神だの郷土愛・愛国心だのを掲げることが実際的であろうか¹⁴⁾。はからずも『教育の現在』(2008/2011)『教育の原理』(2019)において紺野祐氏が示した「教育」の概念の正しさと、現行法第二条の内容またはその適用範囲の誤りとがここに明瞭に浮かび上がっているといえよう¹⁵⁾。

さて、現行法制定時の特別委員会はいかに行われたであろうか。同委員会では、河村健夫(第三回)、町村信孝(第三回)、池坊保子(第三回)、志位和夫(第三回)、岩屋毅(第四回)らから、主に第五号に関する新要素への称賛の表明あるいは是非を問う質問が出されているが、これらは旧法の①～④とその必須度において同格であるか否かを考察検討したものではない。同委員会第四回においては中央教育審議会より参考人として田中壮一郎が質疑応答の席に立っているが、中央教育審議会においてもこれを考察・検討した旨の発言はなく(質問されたことのみ応えるのがここでの彼の職務であろうから、ある意味で当然ではあるが)、中央教育審議会に議題が提出された時点で、新要素に関しては目標入りが既定路線であり、各会議の出席者はじめ諸関係者もこれにさしたる疑問をもたなかったことがうかがえる。

ひとり民主党(当時)の松本大輔委員が貴族院教育基本法案特別委員会の議事¹⁶⁾における高橋文部大臣の発言を参照し、以下のような質問をしている(第四回)。

……公共の精神であるとかあるいは伝統、文化の尊重であるとか愛国心というのは、実は、現行教育基本法*にも含まれているという答弁を当時の大臣はされていたというわけであります。では、含まれているのであれば、なぜ今回改めて明文化の改正をする必要があるのかというのが、当然、この疑問をごらんになられている国民の皆さんも、含まれているのなら何で改正するんだろう、なぜ明確化する必要、明文化化する必要があるんだろうというふうに素朴な疑問をお持ちになられると思いますので、この点について大臣から御説明をお願いします¹⁷⁾。

*ここでいう「現行教育基本法」は今日のわたしたちからみればむろん「旧法」の意である。

これに対する小坂憲次文部科学大臣の回答は、以下のようなものであった。

当時の議論も、委員の述べられたこと、それに対して答弁をする大臣、政府が、今読まれて委員御自身が思われると思うんですが、いろいろな方法をとってもなかなか徹底しないものだな、しかしながら、何にもやらないよりは、少しずつ少しずつでも前進していった方がいい、今委員は、百八十度違う、矛盾することとおっしゃいましたけれども、今回、その当時に議論されたこと、それをまた補充する意味で今回は明言しているということ、これは一つの流れの中にあるのではないかと思いますし、それを規定することによって浸透を図るという手法は、これは決して否定すべきものではないと思いますし、その当時の考え方と現

在の考え方が違うからといって、これはまた非難されるべきでもないと思うんです。……¹⁸⁾

小坂の主張は一見もっともである。旧法のときにも「日本人の欠陥」を特記したのだから今回もそれにならって特記することになんの問題があろう、ましてや言下に忍ばせたがゆえに59年間に浸透してこなかったのだから新たに特記すべきであることに何の異論があろうか、当時の大臣が抑制的な態度をとったからといって現代の大臣も抑制的でなければならぬ法はない、誠にその通りではある。

しかしながら、これは「人格の完成」を具体例の集合体としてとらえており、かつ任意の「徳目」なり「目標」なりをその集合体の内容として示すことが可能であると述べたに等しい。この制度自体は旧法の制定時に前例のあるものであるから小坂ひとりの責に帰することは必ずしも適当ではないが、いったんこうした制度下に置かれては旧法制定時に高橋大臣の示した抑制的な態度こそが権力の濫用を防ぐために肝要であるのに、それを踏襲しなかったのである。むろん、現行法でも十分に抑制的である、日本人の欠陥はまだ数限りなくあるしそれを改善する目標を掲げて幼児教育から初等中等教育、成人教育高齢者教育に至るまで「浸透」させることになんどの異論があるのか、と考える向きもあろう。むろんそれも可能な考え方であるが、そうであっても為政者の「抑制」的態度を必要とする法には危険を感じなければならぬであろう。現行法でさえ、大学教員や成人・高齢者教育を行う者は「みなさんがどのような愛国心なり公共の精神なりをお持ちであるかは内心の自由ですから干渉するものではありませんし公的評価の対象としてはおりません。それは特別委員会議事録等をよくよく拝読いたしましたもので重々承知しております。けれども、なにしろ法がそうなっておりますものでわた

しどもは教育者としてそれを目標としなければならぬのです」という深刻な困難を抱えた立場にあることを余儀なくされているのである。そうであれば、少なくとも大学教育・成人教育・高齢者教育の諸関係者はこのことに無関心であるべきではなからう。

ここにおいて、「人格の完成」は具体例の集合体としてとらえられるべきものでないこと、かりに実践上そのようなとらえ方が必要となったときでも深慮にもとづく十分に抑制的な態度が採られるべきことはいまや明らかであろう。筆者はこれを、「人格の完成」のもつべき「排他性」として提唱するものである。むろん、教育の目的（の少なくとも一つ）として「人格の完成」を教育基本法第一条に記さなければこれは無意味となる提唱ではあるが、旧法において記し、現行法においてもそれを記し続けているのであれば、いくばくかはこの提唱の必要性が了承される希望をもっても許されるのではないかと筆者は考えている。

ここで現行法的第一条をあらためて参照したい。

第一条（教育の目的）教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

旧法にあった①～④の要素はほとんど第二条に譲られたためここには記載がなく、すっきりした条文となっている。その意味では、「人格の完成」の具体例としての①～④は「人格の完成」とともに同条文内に併記されるべきではない、というある意味での「排他性」が働いたといえなくもない。だがそれは、法令記述法とでもいうべきテクニカルな意味での「排他性」であろうし、これはむろん筆者が意図する排他性ではない。筆者が意図する

「排他性」とは、「具体例」としての位置づけで何事かを列記すること自体を排除する、少なくともきわめて慎重な態度を要するものとするものである。

①～④の要素はそもそも田中の原案書下ろし時期にはその多くが存在していなかったのであるし、法が制定された後も田中にとっては①～④は単純な「具体例」ではなく、あくまで目的に至るための必須の過程という位置づけであった。

しからば第一条にいう人格の完成の内容は如何なるものであるか。これは哲学、宗教、世界観の差異に従って同一ではない。かつ種々の立場に共通の観念が得られるにしても、それを法的に定義することは不可能でありまた不適當である。……従って第一条に規定し得るところは捕捉しがたい人格の完成を教育上ある程度において実現しうるために、完成された人格のある種の重要な内容を指摘することである。つまり私のいうたいことは**第一条が完成された人格の内容を網羅的にかけたものではない**ということである。(強調部は筆者による)¹⁹⁾

「教育上ある程度において」「ある種の」と、非常に慎重な書き方をもって、田中は①～④が「人格の完成」を教育の目的として機能させるために、いわば実践的な必要からある意味ほかに仕方なく示されたものであるという立場を採る。それほどまでに田中の述べる「人格の完成」はあくまで理想主義的なものであった。

第一に窮極的の意味における、というのは最も崇高な意味における完成された人格の像は神でなければならぬ。しかし第一条はかような理想的人間像を予想しているのではなく、現世的な、比較的卑近かつ控えめな人間像である。教育的立場における人

格の完成はそれ自体として不完全であり、宗教的意味におけるその一段階一過程と考えられるのである²⁰⁾。

けっして神ではない(おそらくフォイエルバッハ的な意味においてさえ神ではなからう)「人格」を田中は想定してはいるものの、そうであったとしても「人間性の開発」にはない「人格の完成」の理想主義的な思想、すなわち現実の人間を超えたところに目的を設定すべきであって、実践上やむを得ずある程度具体化する場合であっても、慎重にかつ抑制的に行うべきであるという、(筆者の意図する意味での)排他的な姿勢を示しているのである²¹⁾。

おわりに

田中が理想的でないとした「人間性の開発」に意見のまとまる方向を見せていた教育刷新委員会の特別委員会メンバーの発言録からは、以下のようなやり取りをみることができる(第五回)。

関口審議室長「……それですから人格の完成などということは出来るものではないのですけれども、併し人格の完成ということを目指して進んで行くつもりなんです」

(中略)

関口審議室長「人間というのと、人格というのと、翻訳の時にどう違いますか。人間はヒューマンティと訳すのですか。日本でいう人間というのはちょっとヒューマンティでもないように思うのですが。人格というのはキャラクターと。」

関口委員「このモラルの意味と能力の意味と、二つあるのです」

天野委員「人格というのは総てを含んでいるのでしょ。決してモラルだけじゃないし。人格はやはりペルゾーンでしょ

ね」

羽溪委員「人格というと、やはりモラル的な意味でしょう」

天野委員「それが主にはなりますけども、それだけじゃないと思うのです」

(中略)

関口審議室長「又ちょっと申し上げますが、兎も角、教育は健全な国民を作ることになっております。それに行く迄のことがずっとそこに書いてあるわけです……要するに国民を育成するのだから、その育成するについては、真理とか、人格とかの完成ということを目標として、それを目指してというような言いかたになってしまったのです」²¹⁾

このやり取りから明らかであるが、関口室長は「人格」がカント的な道徳的存在としてのPersonであることを知らなかった（それだから「人格の完成」は関口室長自身の発想によるものではなかろう）一方で、それを完成させることが「出来るものではない」と主張している。同時に、他の委員は「人格」が何を意味するかを理解したうえでそれを退け「人間性の開発」とする方向で話をしていた。関口室長は田中のいう「人格の完成」が実現不可能ではあってもそれを「目的とする」「目指す」という理想主義を委員に伝達する役目を担っていたのであろう。そうであればこの経過としては、当初田中・関口室長は「排他性」ある教育目的としての「人格の完成」を意図していたが、特別委員会がそれを阻止しようとし、その後文部省・高橋文部大臣が法案を練り上げ帝国議会に提出した際には田中・関口室長と特別委員会との折衷案の様相を呈した「包含性」ある「人格の完成」が設定されていた、ということになる。まことに混乱、折衷、妥協の産物といえる「包含性」の影響は、59年も経った現行法制定時に顕著に顕れたわけである。

教育目的は「人格の完成」「～国民の育成」であって、旧法において「～」に付加されたものの大半はその目的に至る過程（現行法でいう「目標」）であった。この「過程/目標」に今日の為政者は過大なる期待を投影し、それが「人格の完成」の列挙可能な具体例だと考え、巨大な「第二条（教育の目標）」を生み出すに至った、というのが筆者の理解である。かりにこの理解に一分の理でもあらば、今日の教育関係者の一員たる筆者は、それが違法だとか脱法だとかそういう問題とは別に（『クリトン』におけるソクラテスの立場を採るか採らないかも別に）、「人格の完成」が包含させられるに至ったものの内容を批判的に思考し、オリジナルの排他的な「人格の完成」の妥当性さえも疑いつつ（これはその排他性を保ったままに教育の目的として实际的に機能しうるのか、とは筆者も疑問に思っている）、自分が行う「教育」の対象となる児童・生徒・学生らに誠実な態度をもって教育にあたりつつ、来るべき第三次教育基本法の制定時に有益な考察を残せるよう努力しなければならぬと考えている。なぜなら、いい大人が健康指導を半強制させられたり「生活様式」を指示されたり、効果のあやしい環境政策をコンビニエンスストアでの精算時に実感させられたりすることが国家によって「教育的」なお墨付きを与えられたものになりかねない教育の目的や目標などは現在および将来において存在してほしくないものであるし、そのような趣旨での目的なり目標をもつ「教育」に疑念なく加担するような教師でありたいわけでもないからである。

注

- 1) personalityが「人格」の一般的な英訳であるが、ここではドイツ語のPersonをあえて使用している。
- 2) たとえば笹倉（2009）がテキストブックにおいておそらくは初学者に示す法解釈

にさえ、「比附」「類推」「反制定法解釈」等の法学を嗜まぬ者にはおおよそ意味や意義のうかがい知れぬ方法論が含まれる(笹倉英雄, 法解釈講義, 東京大学出版会, 東京, 2009, pp.3-26). あるいはこうした十指に余る方法論をみなためすのが法学的な常識であるのかもしれないが, 少なくともこうしたものをいちいち教育基本法第一条に適用してそのありうる解釈をつぶさに考えてみることは法学門外の筆者が本稿において企図していることではない。

- 3) 拡張解釈とは, たとえば盗電事件において電気を「財物」に含めるとするようになり, 含まれるものや意味するところを拡張する解釈である。逆に, 縮小解釈とは, 憲法のいう「戦力」「交戦権」には「自衛隊」「防衛活動」は含まれないとするようになり, 含まれるものを制限する解釈のことである。
- 4) ここに田中耕太郎 (1961) 『教育基本法の理論』有斐閣 (以下, 『理論』と記す) より, いくつかの記述を紹介することによって, その根拠としたい。「完成された人格の内容の中には, 当然国家や民族の意義と価値の認識, 国家の権威と秩序の尊重, 民族とその文化に対する理解と愛, 国民としての義務と責任の自覚, 公共心の涵養等がふくまれるのである」(『理論』 p.88), 「前にのべたごとく, 「平和的な国家及び社会の形成者」以下は, 完成さるべき人格の内容をなすものであり, 従って真理と正義への愛はその中のきわめて重大な要素をなすものである」(『理論』 p.88), 「法第一条は人格完成の内容として, 勤労を重んずることをかけている」(『理論』 p.101), 「勤労には創造の喜びを伴い, 従って勤労者自身の人格の完成に貢献することはなほ大である」(『理論』 p.104), 「法第一条のいう「自主的精神」は……それには自己活動性 (Selbsttätigkeit) ……という意味もふくまれているように思われる……自己活動性は積極性 (Aktivität), 自己決定 (Selbstbestimmung), 自発性 (Spontaneität) 等と関連している概念である。それらは完成さるべき人格の一つの内容をなすとともに……」(『理論』 p.115)。
- 5) 佐々木幸寿: 改正教育基本法一制定過程と政府解釈の論点一, 日本文教出版, 大阪, 2009, p.56.
- 6) *Ibid.* なお, 日本近代教育史資料研究会編の「教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録」では「探究」に統一されている。
- 7) 日本近代教育史資料研究会編: 教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録 第六卷, 岩波書店, 東京, 1997, p.56 (以下, 「会議録」と記す)。
- 8) *Ibid.* pp.63-64.
- 9) *Ibid.* p.64.
- 10) 引用が長くなるため割愛したが, 「平和」に言及した箇所は「会議録」p.54, 「自主的精神」は同書p.55, 「勤労」は同書p.61にその主たるものがみられる。
- 11) 本稿の元となった原稿の発表された研究会において東北学院大学教養学部の大迫章史氏もまた発表を行ったのであるが, 大迫氏がこの経緯をいくぶん明らかにしている。結果として, 教育刷新委員会の本会議に提出された案には「人格の完成」と記されていた。詳細は氏の発表を参照されたい。
- 12) 文部科学省, “教育基本法資料室へようこそ!”。
(https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_01.htm) (1 Aug. 2023).
- 13) 「会議録」p.97.
- 14) 筆者は, 相手が子どもならこれらの目標が適切と考えているわけでもない。それ

- は別問題である。
- 15) 紺野は、「教育」はあくまでも対象は子ども（相対的に未熟な者）であって、大人（相対的に成熟した者）がその人間形成をサポートする試みであることを端的に示している（紺野祐ほか：教育の原理—子供・学校・社会をみつめなおす—，学術出版会，東京，2019，pp.9-17）。
 - 16) 高橋大臣は「基本法と致しましては，此の程度に止めて置いた方が宜いのではないかと考へるのでございます」と徳目の列挙に関してまことに抑制的な答弁をしている。（帝国議会議録検索システム，“第92回帝国議会 貴族院 教育基本法案特別委員会 第2号 昭和22年3月20日”。
 - 17) 衆議院，“第164回国会 教育基本法に関する特別委員会 第4号（平成18年5月26日（金曜日））”。
 - 18) *Ibid.*
 - 19) 『理論』 p.80.
 - 20) *Ibid.*
 - 21) *Ibid.*
 - 22) 「会議録」 pp.58-59.

〈<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/simple/detail?minId=009200550X00219470320&spkNum=47¤t=1#s47>〉 (1 Aug. 2023).

〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/015816420060526004.htm〉 (1 Aug. 2023).